

ID: 1115

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	工場又は指定作業場の改善命令		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第102条第1項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (改善命令等) 第百二条 知事は、工場又は指定作業場が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該工場又は指定作業場を設置している者に対し、期限を定めて、当該工場又は指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置若しくは出入方法、作業の方法又は燃料の質の改善を命ずることができる。 一 第六十八条第一項に規定する規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害ガス又は汚水を発生させているとき。 二 第六十九条第一項に規定する基準に適合しない燃料を使用しているとき。 三 第七十条に規定する集じん装置を設置していないとき。 四 第七十一条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若しくは管理しているとき。 五 第七十二条に規定する基準に適合しない有害ガス取扱施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若しくは管理しているとき。 六 第七十三条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置していないとき。 七 第七十四条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置していないとき。 八 第七十五条に規定する基準に適合しない有害物質取扱施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若しくは管理しているとき。 九 第七十六条第一項に規定する基準に適合しない揚水施設により地下水を揚水しているとき、又は同条第二項に規定する基準を超える地下水量を揚水しているとき。 十 第七十七条に規定するへいその他の必要な設備を設けていないとき。 十一 工場の位置が第七十八条の規定に違反しているとき。 十二 自動車の出入口が第七十九条の規定に違反しているとき。 十三 第八十条の規定に違反して屋外作業をしているとき。 十四 第八十一条第四項(第八十二条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による条件に違反しているとき。 十五 騒音、振動及び悪臭について、第百条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和8年2月1日